

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

発行

目 次

規 則

- 行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則 (畜産課) 二

ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

別表第二宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

宮城県災害
甲慰金等支
給審査会

東日本大震災に係る災害甲慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第一条に規定する災害甲慰金等の支給に関すること。
東日本大震災による死亡又は障害であるか否かの審議に関すること。

震災援護室

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の三第一項中「第七十三条の二十七の九」を「第七十三条の二十七の六」に改める。
第三十四条第一項中「第十三項まで」を「第九項まで」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第七十三条の第十四第八項」を「第七十三条の第十四第六項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第七十三条の第十四第九項」を「第七十三条の第十四第七項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第七十三条の第十四第十項」を「第七十三条の第十四第八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「第七十三条の第十四第十二項」を「第七十三条の第十四第九項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を削り、同項第九号を第五号とする。
様式第六十一号(その三)中「被災した」を「被災した(警戒区域設定指示区域内に所在した)」に改め、

上記のとおり県税減免条例第4条又は附則第13項の規定によつて不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県

所長 殿

申請者 住所

氏名(名称)

電話番号

㊞

上記のとおり県税減免条例第4条、附則第13項、附則第16項又は附則第19項の規定によつて不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県

所長 殿

申請者 住所

氏名(名称)

電話番号

㊞

(海) 県税减免条例附則第16項及び附則第19項の規定による不動産取得税の减免を申請する場合には、「滅失又は損壊年月日」及び「被災状況」の各欄は記入不要です。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の宮城県条例施行規則第三十四条第一項(同項第六号に係る部分に限る。)の規定は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の第十四第一項の規定による不動産取得税の課税標準の特例を受けようとする者については、なおその効力を有する。この場合において、同規則第三十四条第一項中、「法七十三條の第十四第六項」と、「法附則第十一條第一項」とあるのは、「同法附則第十一條第一項」と、同項第六号中、「法」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)第一条の規定による改正前の法第七十三條の第十四第六項」と、「法附則第十一條第一項」とあるのは、「同法附則第十一條第一項」と、同項第六号中、「法」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の法」とする。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則(平成十二年宮城県規則第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第七条の見出し中、「通行遮断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同条中、「第二條第一項」を「第三條第一項又は第五條第一項」に、「通行遮断報告書」を「通行の制限又は遮断報告書」に改める。
第九条中、「第十七條第一項」の下に、「又は第十七條の二第五項」を加え、「様式第四号」を「それぞれ様式第四号又は様式第五号」に改める。

第十条中、「様式第五号」を「様式第六号又は様式第七号」に改める。
第十一条中、「様式第六号」を「様式第八号」に改める。

第十三条中「様式第七号」を「様式第九号」に改める。
第十四条中「様式第八号」を「様式第十号」に改める。
第十五条中「様式第九号」を「様式第十一号」に改める。
第十九条中「様式第十号」を「様式第十二号」に、「様式第十一号」を「様式第十三号」に改める。
様式第三号中「通行遮断報告書」を「通行の制限又は遮断報告書」に

遮 断 区 域	
遮 断 期 間	
遮 断 す る 理 由	

を

通行を制限し区域又は遮断する	
通行を制限し期間又は遮断する理由	
通行を制限する場合にあっては、制限の内容	

に改める。

様式第四号中

病名	畜種	番号	性別	年齢	毛色	産地	役用	発病日	患畜以患畜日	畜種	殺処分	所有者
									患畜以患畜日	畜種	子定日	住所氏名

を

畜種	病名	畜種	名(個体識別)	性別	年齢	毛色	産地	役用	発病日	患畜以患畜日	畜種	殺処分	所有者
										患畜以患畜日	子定日	住所氏名	

に

改め。

様式第11号中「様式第1号」を「様式第13号」に改め、同様式を様式第11号に改め。

様式第10号中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同様式を様式第11号に改め。

様式第9号中「様式第9号」を「様式第11号」に、「動物用生物学的製剤使用状況報告書」を「動物用生物学的製剤実施成績書」に、「第9条」を「第10条」に、「下記の製剤の使用許可を申請します」

を「動物用生物学的製剤の実施成績を下記のとおり報告します」に、

実施日

実施年月日

に改め、同様式を様式第11号に改め。

様式第8号中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同様式を様式第10号に改め。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第9号」に、「第24条第1項ただし書」を「第24条ただし書」に改め、同様式を様式第9号に改め。

患畜疑似患畜の区分

様式第6号中「様式第6号」を「様式第8号」に、

患畜疑似患畜又は指定家畜の区分

に、

備考

を

備考

に改め、同様式を様式第8号に改め。

(注) 「病名(推定)」については、指定家畜以外の家畜の死体に係るもののみ記載すること。

に改め。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第6号」に、「殺処分を要すべき」を「殺処分した」に、

番号 病名 畜種 名号 性別 年齢 毛色 産地 発病月日 診断月日 殺月日 評価額 死体利用評価額 所有者住所氏名

Table with 13 columns: 番号, 病名, 畜種, 名号, 性別, 年齢, 毛色, 産地, 発病月日, 診断月日, 殺月日, 評価額, 死体利用評価額, 所有者住所氏名. The table is mostly empty.

を

連番号 病名 畜種(畜種名) 名号(個体識別番号) 性別 年齢 毛色 産地 用途 発病月日 診断月日 殺月日 評価額 所有者住所氏名

Table with 14 columns: 連番号, 病名, 畜種(畜種名), 名号(個体識別番号), 性別, 年齢, 毛色, 産地, 用途, 発病月日, 診断月日, 殺月日, 評価額, 所有者住所氏名. The table is mostly empty.

に

改め、同様式を様式第6号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第7号(第10条関係)

殺処分家畜の報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

家畜防疫員 印

家畜伝染病予防法第17条の2第5項の規定により、殺処分した家畜を下記のとおり報告します。
記

通番号	畜種	名号 (個体識別 番号)	性	年齢	毛色	産地	役	指定日	殺日	評価額	所有者 住所氏名

様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第5号(第9条関係)

殺処分を要する家畜の報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

家畜防疫員 印

家畜伝染病予防法第17条の2第5項の規定により、殺処分を要すべき家畜を下記のとおり報告します。

記

番号	畜種	名(番号)	性	年齢	毛色	産地	用途	指定月日	殺処分予定日	所有者住所氏名

附 則
この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。